

滋ト協第793号  
平成27年3月2日

会 員 各位

一般社団法人 滋賀県トラック協会  
会 長 田 中 亨



近畿運輸局交通関係環境保全優良事業者等表彰候補者の推薦について

冠省 毎々格別のご協力ご支援を賜っておりますこと厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、滋賀運輸支局長より推薦依頼がありました。

つきましては、別紙表彰内規を参照していただき、該当候補者がございましたら、  
平成27年4月10日（金）迄に関係書類を添付のうえ協会あて推薦して下さい。滋  
賀運輸支局への提出期限まで日数が限られておりますので、よろしくお願い致します。

添付書類

- |                           |           |
|---------------------------|-----------|
| ① 候補者調書（協会で作成致します）        | 2部        |
| ② 事業等概要書（別紙第2号様式により作成下さい） | 2部        |
| ③ その他参考となる資料              | 2部        |
| ④ 推薦書（様式任意）               | 2部（内1部写可） |

※ ご不明な場合は協会までご連絡下さい。

平成20年 8月 4日制定 近運達甲第9号  
平成21年 5月13日改正 近運達甲第1号  
平成27年 1月 9日改正 近運達甲第8号

## 近畿運輸局交通関係環境保全優良事業者等表彰内規

### 第1条 (総則)

近畿運輸局管内における交通関係の環境保全に貢献した者に対する近畿運輸局長表彰については、近畿運輸局表彰規程(平成13年近運達甲第4号)によるほか、この内規の定めるところによる。

### 第2条 (表彰)

表彰は近畿運輸局長が表彰状を授与して行う。

### 第3条 (表彰の対象)

近畿運輸局の所管事業で、環境の保全に関し特に優れた取り組みを行い、他と比べて著しく顕著な功績のあった事業者、事業所、団体(以下「事業者等」という。)に対して行う。

### 第4条 (表彰の推薦等)

関係部長等は表彰対象となる事業者等を次に掲げる書類を添え、毎年4月30日までに、交通環境部長を経由して局長あてに推薦するものとする。

- 1 候補者調書(様式1)
- 2 事業等概要書(様式2)
- 3 その他参考となる資料

### 第5条 (受賞者の選考)

受賞者の選考は、第4条により推薦された者のうちから「近畿運輸局交通関係環境保全優良事業者等表彰選考委員会」の意見を聞いて、局長が受賞者を決定する。

### 第6条 (欠格条項)

事業者等について、訴訟が継続中の場合、最近において事件・事故等があった場合、法令違反等により行政上又は、司法上の取り調べ・立入検査等を受けた場合、刑の確定又は行政処分を受けた場合、その他表彰することが適当でないような事実を報道された場合等については、一定期間表彰の対象としない。

第7条 (表彰時期)

表彰は原則として、毎年8月に行うものとする。

附 則

1 この達は、平成20年 8月 4日から施行する。

附 則

1 この達は、平成21年 5月13日から施行する。

2 平成21年度の実施にあたっては、第4条(表彰の推薦等)中、「毎年5月31日までに」とあるのは「6月30日までに」とし、第7条(表彰時期)中、「毎年8月に」とあるのは「9月に」とする。

附 則

1 この達は、平成27年 1月 7日から施行する。

様式 2

事業等概要書

平成 年 月 日現在

会社名 (団体名)	
設立年月日	
資本金 (出資金)	
役員構成	
従業員数	
事業概要	
備考	

## 近畿運輸局交通関係環境保全優良事業者等表彰内規運用方針

平成20年8月4日

近運交環第13号

近畿運輸局交通関係環境保全優良事業者等表彰内規(近運達甲第9号平成20年8月4日付け)(以下、「内規」という。)の運用については下記のとおりとする。

### 第3条関係

1. 表彰の対象事業は、次のとおりとする。

鉄道、自動車、海事、観光の各関係事業及びその他の近畿運輸局が所管する事業並びに活動において、低公害車の導入・普及促進、廃棄物の削減または適正処理、自動車排出ガスの削減等環境負荷の低減、環境に配慮した鉄道車両・船舶等の開発・導入・運行(航)等、物流分野における地球温暖化対策、公共交通機関の利用促進及びその他環境保全に配慮した事業等、環境保全に貢献する取り組み等を行い著しく顕著な功績があった事業者等。

2. 「特に優れた取り組みを行い、他と比べて著しく顕著な功績のあった」とは、取り組みの独自性・継続性及び環境負荷低減への貢献度等の観点から抜群の功績を有するものをいい、かつ事業者及び事業所については、原則として「環境マネジメントシステム国際規格(ISO14001)」「グリーン経営」の何れかの認証を現に受けているものいう。

### 第5条関係

近畿運輸局交通関係環境保全優良事業者等表彰選考委員会(以下「委員会」という)は下記により運営する。

- (1) 局長は、委員会を開催する。
- (2) 委員会は、推薦のあった者の推薦調書等により、受賞者案を作成する。
- (3) 委員会の委員は局長が指名するものとし、委員長は互選で決定する。
- (4) 委員会は過半数の委員の出席をもって成立し、議決は委員の合議によるものとする。
- (5) 委員会の事務は、交通環境部環境課で行う。

### その他

1. 局長表彰を受賞した者が、受賞後も環境負荷の軽減に向けた優れた取り組みを積み重ね、他に比べて抜群の功績を有すると認められる場合に限り、再表彰を行うことができるものとする。

2. 内規第3条に該当すると認められる者であって、「優良自動車運送事業者表彰内規」(近運達甲第1号 平成13年5月21日付け)第5条9項別表1の①から⑤に掲げる社会的貢献の項目により近畿運輸局長表彰を受賞した事業者等及び「環境保全優良自動車関連事業場等表彰内規」(近運達甲第17号平成15年8月14日付け)により近畿運輸局長表彰を受賞した事業者等については、交通関係環境保全優良事業者等表彰への上申にあたっては、当表彰による近畿運輸局長表彰を受賞したものとみなす。

近畿運輸局交通関係環境保全優良事業者等表彰  
応募（推薦）にあたっての留意事項

近畿運輸局管内における交通関係の環境保全に貢献した者に対する近畿運輸局長表彰については、近畿運輸局交通関係環境保全優良事業者等表彰内規に定めるところですが、下記のとおり表彰推薦事業者等の応募（推薦）にあたっての留意事項を取りまとめましたので、参考として下さい。

記

1. 応募（推薦）対象事業者等

- ① 運輸関係事業者（鉄道、自動車、海事、観光）、事業所及び団体
- ② 自治体
- ③ グリーン物流パートナーシップ事業を実施している事業者
- ④ エコ通勤優良認証事業所

2. 功績調書の記載及び具体的事例

環境の保全に関し特に優れた取組みを行い、他と比べて著しく顕著な功績のあった事業者に対して行うことになっており、取組みの独自性・継続性及び環境負荷低減への貢献度等の観点から抜群の功績を有するものとなっています。

具体的には、候補者調書への単なる功績の羅列だけではなく、環境保全に対する総合的な方針・施策の体系的な説明並びに、取組みの独自性・継続性及び環境負荷低減への貢献度等がわかるよう詳細に記述し、そのキーワード、ポイントを明確に記載して下さい。

<業種ごとの具体的事例及び評価のポイント>

※取組に対する独自性・継続性及び環境負荷低減への貢献度等がポイントになります。

**【鉄道関係】**

<具体的事例>

省エネ新造車両の投入、新線工事での土砂運搬船の利用によるCO2の削減、駅施設空調の河川水利用等。また、鉄道業界第1号となる会社全体でISO14001取得。

<評価のポイント>

- ① 事業全般にわたる体系的な環境改善施策に対する会社としての取組姿勢を評価
- ② 独自性のある各種ハード設備の導入、充実を図るなど社会や業界に対する啓蒙的効果を評価

## 【自動車関係】

### <具体的事例>

①デジタルタコグラフやE T Cを全車に搭載し燃費を改善、また、初期からCNG車、低公害車を導入（高い導入率）するなどハード整備の充実 ②共同輸配送の実施等のソフト施策 ③各種環境事業や普及活動へ積極的に取組み活動を実践等

### <評価のポイント>

低公害車の導入や物流の効率化などハード、ソフト両面に対する会社としての取組姿勢を評価、地域活動への積極的な参加による社会貢献など事例①～③を総合的に評価

## 【海事関係】

### <具体的事例①>

太陽光・風力発電ユニットを搭載、船上で環境について体験学習ができる船舶を就航。又、バイオ燃料添加型ディーゼル機関の導入や船体の一部に既存船の船体を再利用する等、環境に配慮した性能が評価され、日本船舶海洋工学会のシップ・オブ・ザ・イヤーを受賞。

### <評価のポイント>

- ① 環境に配慮した船舶の建造等ハード整備を評価
- ② 環境保全啓発等社会貢献に対する会社としての取組姿勢を評価
- ③ 業界や学界に対する啓蒙的効果を評価

## 【自治体関係】

### (具体的事例)

EST モデル事業（環境関連施策メニュー）として選定され、既存インフラの連携強化や魅力向上・サポートシステムの充実に重点をおいた施策を行い、その総括としての行政と商業者等が一体となり交通社会実験を実施し大きな反響を得た。

- ・エコファミリー制度、エコショッピング制度
- ・交通コミュニティカード
- ・都心部でのちよい乗り交通 等

### (評価のポイント)

エコファミリー制度を全国初で本格実施するなど官民連携による創造的な取組や事業の継続性を評価



### 3. 功績を補填する書類等

候補者調書に記載の功績について、その功績内容がわかるような関係資料等（会社の取組み事例、紹介、対外的な評価など）及び、その功績を補完する環境負荷低減の数値的資料（データ等）も併せて添付して下さい。

なお、事業者及び事業所については、原則として「環境マネジメントシステム国際規格（ISO14001）」「グリーン経営」の何れかの認証を現に受けているものとなっており、そのいずれかの写しを提出して下さい。

### 4. 重点事項

交通関係環境保全優良事業者等表彰は（※）優良自動車運送事業者表彰第5条9項別表1の①から⑤に掲げる項目による受賞と、同一年度での同時受賞はできませんので注意して下さい。

（※）優良自動車運送事業者表彰第5条9項別表1の①から⑤に掲げる社会的貢献度の項目

- ① 国が指定する低公害車を導入していること。
- ② デジタル式運行記録計を活用して、省エネ対策や自己防止を図るため、エコドライブ管理システム（EMS）を導入していること。
- ③ 地球温暖化への取組として、事業用自動車から排出するCO2を削減するために、CO2の削減計画を策定し、3ヵ年実践していること。
- ④ ISO14001の取得（新規に取得した場合に限る。）
- ⑤ グリーン経営の取得（新規に取得した場合に対象とし、更新年は対象としない。）  
（環境表彰を申請するためには、④又は⑤どちらかの取得（新規、更新を問わない。）が条件となっています。）

（附則）

1. この取扱いは、平成22年2月1日から実施する。
2. この取扱い中、1. 応募（推薦）対象事業者等に③及び④を追記し、平成24年1月11日から実施する。